
4 5 0 7 . A W B 情報訂正

業務コード	業務名
C A W	A W B 情報訂正

1. 業務概要

「AWB情報登録（輸入）（ACH）」業務または本業務（以下、AWB情報登録業務という。）により登録したAWB情報の訂正及び削除、「AWB情報終了登録（EAW）」業務後におけるAWB情報の追加を行う。

到着便名またはAWB番号の訂正を行う場合は、登録されているAWB情報を削除後、新たにAWB情報登録業務を行う必要がある。

なお、「貨物確認情報登録（PKG）」業務が行われていないAWB番号の登録を行うことも可能である。

（1）訂正

AWB情報登録業務及びPKG業務が行われ、かつ不突合となったAWB情報に対して訂正が可能である。

（2）削除

AWB情報登録業務がPKG業務に先行して行われ、かつPKG業務または「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務が行われるまでの間、AWB情報の削除が可能である。

（3）追加

PKG業務が本業務に先行して行われている場合に追加登録が可能である。

（4）新規登録

AWB情報登録業務及びPKG業務が行われていない場合に、本業務にてAWB情報の新規登録が可能である。

2. 入力者

航空会社

3. 制限事項

- ① 1業務で入力可能なAWB件数は、最大10件とする。
- ② 1到着便で登録可能なAWB件数は、最大500件とする。
- ③ スプリット便の登録は、最大30便とする。
- ④ 1AWBで登録可能な到着空港数は、最大5空港とする。
- ⑤ 新規登録または追加の場合で、他空港向一括保税運送貨物として登録する場合は、入力された到着便名に登録されている他空港向一括保税運送の運送先の件数が13件を超えないこと。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ① システムに登録されている利用者であること。
- ② 入力された到着便名に対してAWB情報登録業務を行った利用者と同一であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

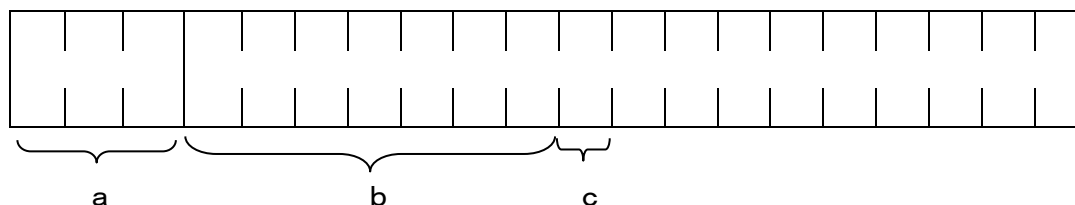
(3) AWB番号チェック処理

入力されたAWB番号が以下の条件を満たす場合は、チェックを行う。

- ①AWB番号が10桁または11桁で、かつ一連番号部（4～9または10桁目）が数字である。
- ②本業務によりチェックデジット・チェック不要の旨が入力されていない。

・チェックデジット・チェック方法

一連番号部を7で除し、その余りとチェックデジットの数値が等しいことをチェックする。



a : プリフィックス部 (3桁)

b : 整数の一連番号部 (6～7桁)

c : チェックデジット (1桁)

$$b \div 7 = \alpha \text{ 余り } \beta$$

$$\beta = c \quad (\beta \neq c \text{ はエラー})$$

図 チェックデジット有りのAWB番号構成

(4) 輸入便情報DBチェック

- ①入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報DBに存在すること。
- ②追加の場合は、入力されたAWB番号に対してAWB情報登録業務が行われていないこと。
- ③訂正の場合は、入力されたAWB番号に対してAWB情報登録業務及びPKG業務が既に行われ、不突合であること。
- ④削除の場合は、入力されたAWB番号に対してPKG業務または「貨物確認情報訂正 (CPK)」業務が行われていないこと。
- ⑤新規登録の場合は、当該AWBに対するAWB情報登録業務及びPKG業務が行われていないこと。
- ⑥不突合情報にて出力された不突合の種類と入力された訂正理由コードについて、下記の条件を満たしていること。

【不突合及び未突合種類と意味】

不突合及び未突合種類		説明
SHORT	不突合	AWB情報登録業務で登録された到着個数よりPKG業務で登録された確認個数が少ない場合
OVER	不突合	AWB情報登録業務で登録された到着個数よりPKG業務で登録された確認個数が多い場合
MSAW	未突合	PKG業務のみ行われ、AWB情報登録業務が行われていない場合
MSCA	未突合	AWB情報登録業務のみ行われ、PKG業務またはCPK業務が行われていない場合 (ULD収容の仮陸揚貨物または機移し貨物の場合を除く)
WGT ^{*1}	不突合	AWB情報登録業務で登録された到着重量とPKG業務で登録された確認重量が一致しない場合

(* 1) 不突合の種類の「WGT」と「SHORT」または「OVER」が重複した場合は、「SHORT」または「OVER」を優先する。

【不突合または未突合種類と訂正理由コードの対応】

不突合または 未突合種類 訂正理由 コード	SHORT	OVER	MSAW	MSCA	WGT
MST (入力ミス)	○	○	○ ^{*3} (追加)	○ ^{*2} (削除)	○ ^{*4}
SHT (ショート)	○		○ ^{*3} (追加)		
OVR (オーバー)		○		○ ^{*2} (削除)	
BMS (両方ミス)	○	○			○ ^{*4}
TRC (原因調査中)			○ ^{*2}		
ADD ^{*3} (新規登録)					

(* 2) AWB番号と訂正理由のみ入力可

(* 3) ACH業務と同じ入力方法

(* 4) 重量のみ入力可

(5) 輸入貨物情報DBチェック

(A) 訂正の場合（訂正理由コード：MST、SHT、OVR、BMS）

- ①入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。
- ②入力された到着便名が登録されていること。
- ③個数が入力された場合は、PKG業務で登録された個数と等しいこと。ただし、訂正理由が「BMS」の場合を除く。
- ④重量が入力された場合は、PKG業務で登録された重量と等しいこと。ただし、訂正理由が「BMS」の場合を除く。また、1キログラムの差異は突合とする。なお、重量単位コードがポンドの場合はキログラム変換後、チェックを行う。
- ⑤マル仮貨物、仮・仮貨物及び機移し貨物以外の貨物の到着個数の合計が総個数（入力がある場合は、入力総個数）以下であること。また、総重量が登録されている場合は、到着重量の合計が総重量（入力がある場合は、入力総重量）以下であること。
- ⑥各到着税関空港における到着個数の合計が総個数（入力がある場合は、入力総個数）以下であること。また、総重量が登録されている場合は、到着重量の合計が総重量（入力がある場合は、入力総重量）以下であること。
- ⑦スプリットの取消しの場合は、既に複数便到着済でないこと。また、「貨物取扱登録（改装・仕分）（CHS）」業務でスプリット情報仕分けされていないこと。
- ⑧社用品の取消しの場合は、社用品の旨が登録されていること。ただし航空会社保税蔵置場向け社用品でないこと。
- ⑨「許可・承認等情報登録（輸入保税）（PCH）」業務により貨物手作業移行または登録情報削除承認登録がされていないこと。
- ⑩貨物の空港保税蔵置場が複数とならないこと。
- ⑪既にMAWBである旨が登録されている場合は、社用品の旨が入力されていないこと。

⑫貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）の本申告起動後、貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告後または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（U申告またはS申告）の本申告起動後に本業務が実施された場合は、到着個数の合計が許可個数以内であること。

（B）削除の場合（訂正理由コード：MST、OVR）

- ①入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。
- ②入力された到着便名が登録されていること。
- ③入力された到着便名に対してHPK業務が行われていないこと。
- ④入力された到着便名に対して「保税運送申告（一括）（GOL）」業務が行われていないこと。
- ⑤PCH業務により貨物手作業移行の登録、貨物の移動差止または登録情報削除容認登録がされていないこと。
- ⑥貨物の空港保税蔵置場が複数とならないこと。

（C）追加の場合（訂正理由コード：MST、SHT）

- ①入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。
- ②入力された到着便名が登録されていること。
- ③本業務によりULDである旨の入力がされた場合は、AWB、MAWB、HAWB及びシステム外搬入貨物として登録されていないこと。
- ④スプリット貨物で、異なる到着便におけるAWB情報登録業務により、到着空港揚貨物、マル仮貨物、国内向け機移し貨物及びシステム内他空港向一括保税運送貨物として登録がされている場合は、仕向地はシステム内の税関空港が入力されていること。
- ⑤スプリット貨物で、異なる到着便におけるAWB情報登録業務により、当港仮陸揚貨物（他空港向一括保税運送仮陸揚貨物を含む。以下同様）、仮・仮貨物、国外向け機移し貨物及びシステム外他空港向一括保税運送貨物として登録されている場合は、仕向地は外国の仕向地またはシステム外の税関空港であること。
- ⑥スプリット貨物の場合に、マル仮貨物、仮・仮貨物及び機移し貨物以外の貨物で既に30便登録されていないこと。また、本業務の入力者から変換した取卸港において既に30便登録されていないこと。
- ⑦マル仮貨物、仮・仮貨物及び機移し貨物以外の貨物の到着個数の合計が総個数（入力がある場合は、入力総個数）以下であること。また、総重量が登録されている場合は、到着重量の合計が総重量（入力がある場合は、入力総重量）以下であること。
- ⑧各到着税関空港における到着個数の合計が総個数（入力がある場合は、入力総個数）以下であること。また、総重量が登録されている場合は、到着重量の合計が総重量（入力がある場合は、入力総重量）以下であること。
- ⑨個数が入力された場合は、PKG業務で登録された個数と等しいこと。
- ⑩重量が入力された場合は、PKG業務で登録された重量と等しいこと。ただし、1キログラムの差異は突合とする。なお、重量単位コードがポンドの場合は、キログラム変換後、チェックを行う。
- ⑪他所蔵置許可貨物として登録されている場合は、他空港向一括保税運送貨物または航空会社保税蔵置場向け社用品の旨が入力されていないこと。
- ⑫ULD収容の仮陸揚貨物、機移し貨物またはULD収容貨物の旨の入力がされていないこと。
- ⑬PCH業務により貨物手作業移行または登録情報削除容認登録が行われていないこと。
- ⑭到着即時輸入申告扱いの予備申告（航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（S申告）の登録がされている場合は、仮陸揚貨物、仮・仮貨物、システム外他空港向一括保税運送貨物及びULDでないこと。
- ⑮貨物の空港保税蔵置場が複数とならないこと。

⑯既にMAWBである旨が登録されている場合は、仮陸揚貨物（他空港向一括保税運送仮陸揚貨物を含む。以下同様）、仮・仮貨物、国外向け機移し貨物、システム外他空港向一括保税運送貨物及び社用品の旨が入力されていないこと。

⑰到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（U申告またはS申告）の本申告起動後に本業務が実施された場合は、以下のチェックを行う。

- ・輸入許可がされていること。
- ・到着個数の合計が許可個数以内であること。
- ・申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における、到着空港揚貨物であること。

⑱貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）の本申告起動後または貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告後に本業務が実施された場合は、以下のチェックを行う。

- ・貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）の本申告起動後の場合、本申告にてエラーとなっていないこと。
- ・輸入許可がされていない場合は、「AWB予備情報登録（AAW）」業務で登録された到着便名と一致すること。
- ・輸入許可がされている場合は、到着個数の合計が許可個数以内であること。
- ・申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における、到着空港揚貨物であること。

（D）新規登録の場合（訂正理由コード：ADD）

入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在する場合は、以下のチェックを行う。

- ①本業務によりULDである旨の入力がされた場合は、AWB、MAWB、HAWB及びシステム外搬入貨物として登録されていないこと。
- ②HAWBでないこと。
- ③スプリット貨物で、異なる到着便におけるAWB情報登録業務により、到着空港揚貨物、マル仮貨物、国内向け機移し貨物及びシステム内他空港向一括保税運送貨物として登録がされている場合は、仕向地はシステム内の税関空港が入力されていること。
- ④スプリット貨物で、異なる到着便におけるAWB情報登録業務により、当港仮陸揚貨物、仮・仮貨物、国外向け機移し貨物及びシステム外他空港向一括保税運送貨物として登録されている場合は、仕向地は外国の仕向地またはシステム外の税関空港であること。
- ⑤本業務の入力により到着便の情報が複数となる場合は、スプリットである旨の登録がされていること。または本業務によりスプリットである旨の入力がされていること。
- ⑥本業務の入力により到着便の情報が複数となる場合は、スプリット情報仕分けを除くCHS業務が行われていないこと。
- ⑦「搬入確認登録（システム対象外保税運送）（OIN）」業務が行われている場合は、航空貨物として登録されていること。
- ⑧スプリット貨物の場合に、マル仮貨物、仮・仮貨物及び機移し貨物以外の貨物で既に30便登録されていないこと。また、本業務の入力者から変換した取卸港において既に30便登録されていないこと。
- ⑨マル仮貨物、仮・仮貨物及び機移し貨物以外の貨物の到着個数の合計が総個数（入力がある場合は、入力総個数）以下であること。また、総重量が登録されている場合は、到着重量の合計が総重量（入力がある場合は、入力総重量）以下であること。
- ⑩各到着税関空港における到着個数の合計が総個数（入力がある場合は、入力総個数）以下であること。また、総重量が登録されている場合は、到着重量の合計が総重量（入力がある場合は、入力総重量）以下であること。
- ⑪全量到着済でないこと。

- ⑫貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合）（U申告）の登録がされている場合で、予備申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港で本業務が行われた場合は、到着空港揚貨物であること。
- ⑬貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合）（U申告）の登録がされている場合で、予備申告時の通関予定蔵置場の所属空港と異なる税関空港で本業務が行われた場合は、到着空港揚貨物、マル仮貨物（ULDは除く）、国内向け機移し貨物またはシステム内他空港向一括保税運送貨物（ULDは除く）であること。
- ⑭到着即時輸入申告扱いの予備申告（航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（S申告）の登録がされている場合は、仮陸揚貨物、仮・仮貨物、国外向け機移し貨物及びシステム外他空港向一括保税運送貨物及びULDでないこと。
- ⑮輸入申告等の輸入通関手続き（予備申告（Z申告、T申告、J申告、U申告またはS申告）は除く）がされていないこと。ただし、貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）、貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告または到着即時輸入申告扱い（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（U申告またはS申告）で輸入許可となった貨物において、到着個数の合計が許可個数に満たない場合を除く。
- ⑯PCH業務により以下の登録がされていないこと。
- 「廃棄届受理」
 - 「減却承認」
 - 「亡失届受理」
 - 「税関内収容」
 - 「現場収容」
 - 「登録情報削除承認」
 - 「貨物手作業移行」
- ⑰「許可・承認等情報登録（輸入通関）（PAI）」業務により許可・承認登録がされていないこと。
- ⑱「許可・承認等情報登録（監視）（PAK）」業務により以下の登録がされていないこと。
- 「外貨機用品積込承認（個別）」
 - 「外貨船用品積込承認」
 - 「別送品輸入許可」
- ⑲「ULD引取情報登録（UDA）」業務が行われている場合は、以下のチェックを行う。
- ・一般貨物の旨の入力がされていること。
 - ・ULD引取情報に登録されている航空会社と入力者が一致すること。
 - ・ULD引取情報と到着個数、到着重量が等しいこと。ただし、重量の1キログラム以内の差異はエラーとしない。
- ⑳既にMAWBである旨が登録されている場合は、仮陸揚貨物（他空港向一括保税運送仮陸揚貨物を含む。以下同様）、仮・仮貨物、国外向け機移し貨物、システム外他空港向一括保税運送貨物及び社用品の旨が入力されていないこと。
- ㉑到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（U申告またはS申告）の本申告起動後に本業務が実施された場合は、以下のチェックを行う。
- ・輸入許可がされていること。
 - ・到着個数の合計が許可個数以内であること。
 - ・申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における、到着空港揚貨物であること。

②貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J 申告）の本申告起動後または貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告後に本業務が実施された場合は、以下のチェックを行う。

- ・貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J 申告）の本申告起動後の場合、本申告にてエラーとなっていないこと。
- ・輸入許可がされていない場合は、A AW業務で登録された到着便名と一致すること。
- ・輸入許可がされている場合は、到着個数の合計が許可個数以内であること。
- ・申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における、到着空港揚貨物であること。

（E）原因調査中の場合（訂正理由コード：TRC）

- ①入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。
- ②入力された到着便名が登録されていること。
- ③入力された到着便名に対して、既に原因調査中の旨が登録されていないこと。
- ④PCH業務により貨物手作業移行または登録情報削除容認の登録がされていないこと。
- ⑤貨物の空港保税蔵置場が複数とならないこと。

（6）輸出貨物情報DBチェック

入力されたAWBが仮陸揚貨物または機移し貨物で、AWB番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報DBに存在する場合は、以下のチェックを行う。ただし、ULDは除く。

- ①AWBであること。
- ②仮陸揚貨物、出・仮貨物または機移し貨物の旨が登録されていること。
- ③新規登録または追加の場合は、各到着税関空港における到着個数の合計が総個数（入力がある場合は、入力総個数）以下であること。また、到着重量の合計が総重量（入力がある場合は、入力総重量）以下であること。
- ④「許可・承認等情報登録（輸出保税）（PAH）」業務により貨物手作業移行の登録が行われていないこと。

5. 処理内容

（1）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（2）輸入便情報DB処理

（A）訂正の場合（訂正理由コード：MST、SHT、OVR、BMS）

- ①入力されたAWBに係る情報を訂正する。
- ②突合済の旨を登録する。

（B）削除の場合（訂正理由コード：MST、OVR）

- ①入力されたAWBに係る情報を取り消す。
- ②入力された到着便名に対するすべてのAWBが取り消された場合は、輸入便情報を削除する。

（C）追加の場合（訂正理由コード：MST、SHT）

- ①入力されたAWBに係る情報を登録する。
- ②突合済の旨を登録する。

（D）新規登録の場合（訂正理由コード：ADD）

入力されたAWBに係る情報を登録する。

（E）原因調査中の場合（訂正理由コード：TRC）

原因調査中件数を加算する。

(3) 輸入貨物情報DB処理

(A) 訂正の場合（訂正理由コード：MST、SHT、OVR、BMS）

- ①入力された個数及び重量を登録する。なお、訂正理由コードが「BMS」の場合は、貨物確認情報の個数及び重量も併せて訂正する。
- ②突合済の旨を登録する。
- ③後述の「全量到着済処理」結果を登録する。

(B) 削除の場合（訂正理由コード：MST、OVR）

- (a) 以下のいずれかの条件を満たす場合に、AWB情報登録業務により登録された情報を無効にする。

- ①予備申告（Z申告、T申告、J申告、U申告またはS申告）の登録がされている。
- ②MAWBである。
- ③スプリット貨物で、かつ入力された到着便以外の到着便情報が存在する。
- ④AWB予備情報またはULD引取情報が登録されている。
- ⑤「他所蔵置許可申請（TZC）」業務による他所蔵置許可申請情報が登録されている。

- (b) 上記（a）以外の場合は、輸入貨物情報を削除する。

(C) 追加の場合（訂正理由コード：MST、SHT）

- ①AWB情報を登録する。
- ②他空港向一括保税運送貨物及び航空会社保税蔵置場向け社用品の場合は、保税蔵置場を登録する。
- ③AWB予備情報として登録されている場合は、本登録した旨を登録する。
- ④突合済の旨を登録する。
- ⑤原因調査中の旨が登録されている場合は、その旨を取り消す。
- ⑥後述の「全量到着済処理」結果を登録する。

(D) 新規登録の場合（訂正理由コード：ADD）

- (a) 入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在しない場合

- ①輸入貨物情報DBを作成する。
- ②AWB情報を登録する。なお、ULDの場合は、その旨を登録する。
- ③他空港向一括保税運送貨物及び航空会社保税蔵置場向け社用品の場合は、保税蔵置場を登録する。

- (b) 入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在する場合

- ①AWB情報を登録する。
- ②他空港向一括保税運送貨物及び航空会社保税蔵置場向け社用品の場合は、保税蔵置場を登録する。
- ③AWB予備情報として登録されている場合は、本登録した旨を登録する。
- ④貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（U申告またはS申告）の登録がされたAWBについて、本申告起動前にスプリット貨物である旨の登録がされた場合は、予備申告（本申告自動起動）（Z申告）を行う旨に変更する。
- ⑤貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）の登録がされたAWBについて、申告時の通関予定蔵置場の所属空港と異なる税関空港で本業務が行われた場合で、到着空港揚貨物または他空港向一括保税運送貨物、マル仮貨物または国内向け機移し貨物として登録された場合は、予備申告（本申告自動起動）（Z申告）を行う旨に変更する。
- ⑥到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合）（U申告）の登録がされたAWBについて、申告時の通関予定蔵置場の所属空港と異なる税関空港で本業務が行われた場合で、到着空港揚貨物、他空港向一括保税運送貨物（マル仮貨物及び国内向け機移し貨物は除く）として登録された場合は、予備申告（本申告自動起動）（Z申告）を行う旨に変更する。

- ⑦貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）の登録がされたAWBについて、申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物で、かつ申告時に登録した個数、重量、到着便名、入港年月日及び取卸港と本業務にて登録した内容が異なる場合は、予備申告（本申告自動起動）（Z申告）を行う旨に変更する。

（E）原因調査中の場合（訂正理由コード：TRC）

原因調査中の旨を登録する。

(F) 貨物種別設定処理

入力された仕向地、社用品から貨物種別を決定し、輸入貨物情報DBに設定する。設定貨物種別は以下に示す。

仕向地欄		社用品表示	設定貨物種別
仕向地	運送種別*5		
本業務の入力 税関空港	スペース		到着空港揚貨物
	スペース	S	社用品
	1	S	社用品
本業務の入力 税関空港以外 のシステム内 税関空港	T		他空港向一括保税運送システム内
	T	S	社用品、他空港向一括保税運送システム内
	K		マル仮貨物
	K	S	社用品、マル仮貨物
	M		国内向け機移し貨物
	M	S	社用品、国内向け機移し貨物
	?		到着空港揚貨物
	?	S	社用品表示
本業務の入力 税関空港以外 のシステム外 税関空港	スペース		一般仮陸揚貨物
	スペース	S	社用品、一般仮陸揚貨物
	T		他空港向一括保税運送システム外
	T	S	社用品、他空港向一括保税運送システム外
	K		仮・仮貨物
	K	S	社用品、仮・仮貨物
	M		国外向け機移し貨物
	M	S	社用品、国外向け機移し貨物
外国の仕向地	スペース		一般仮陸揚貨物
	スペース	S	一般仮陸揚貨物、社用品
	K		仮・仮貨物
	K	S	社用品、仮・仮貨物
	H		他空港向一括保税運送仮陸揚貨物
	H	S	社用品、他空港向一括保税運送仮陸揚貨物
	M		国外向け機移し貨物
	M	S	社用品、国外向け機移し貨物

(*5) 運送種別として入力できるもの

- K : マル仮貨物、仮・仮貨物
- T : 他空港向一括保税運送貨物
- 1 : 航空会社保税蔵置場向け社用品
- H : 他空港向一括保税運送仮陸揚貨物
- M : 機移し貨物
- ? : 運送種別が未定

(4) 輸出貨物情報DB処理

入力されたAWBが仮陸揚貨物または機移し貨物の場合は、以下の処理を行う。ただし、ULDは除く。

(A) 訂正の場合（訂正理由コード：MST、SHT、OVR、BMS）

訂正保留でない場合は、入力された個数及び重量を登録する。

(B) 削除の場合（訂正理由コード：MST、OVR）

(a) 以下のいずれかの条件を満たす場合に、AWB情報登録業務により登録された情報を無効にする。

- ①一般仮陸揚貨物以外である。
- ②スプリット貨物の場合で、かつ入力された到着便以外の到着便情報が存在する。
- ③「搭載便割当情報登録（FLI）」業務が行われている。

(b) 上記（a）以外の場合は、輸出貨物情報DBを削除する。

(C) 追加の場合（訂正理由コード：MST、SHT）

(a) 入力されたAWB番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報DBに存在しない場合

- ①輸出貨物情報DBを作成する。
- ②AWB情報を登録する。
- ③AWB、仮陸揚貨物または機移し貨物の旨を登録する。
- ④チェックデジットが不要の旨が入力された場合は、その旨を登録する。
- ⑤訂正保留でない場合は、入力された個数及び重量を登録する。

(b) 入力されたAWB番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報DBに存在する場合

- ①AWB情報を登録する。
- ②AWB、仮陸揚貨物または機移し貨物の旨を登録する。
- ③訂正保留でない場合は、入力された個数及び重量を登録する。

(D) 新規の場合（訂正理由コード：ADD）

(a) 入力されたAWB番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報DBに存在しない場合

- ①輸出貨物情報DBを作成する。
- ②AWB情報を登録する。
- ③AWB、仮陸揚貨物または機移し貨物の旨を登録する。
- ④ULD収容貨物または機移し貨物の場合は、入力された個数及び重量を登録する。

(b) 入力されたAWB番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報DBに存在する場合

- ①AWB情報を登録する。
- ②AWB、仮陸揚貨物または機移し貨物の旨を登録する。
- ③ULD収容貨物または機移し貨物の場合は、入力された個数及び重量を登録する。

(5) 重量換算処理

入力重量がポンドの場合は、キログラム単位への変換を行う。

①換算式

入力重量×0.45359

（1ポンド=0.45359キログラムとする）

②端数処理

小数点以下2位を切り上げ、小数点以下1位が5以下の場合は5とし、6以上の場合は整数位1位へ切り上げ、小数点以下第1位は0とする。

(例) 10.46 → 10.5
 10.56 → 11.0

(6) 突合処理

貨物確認情報が登録されている場合に、AWB単位に以下の突合処理を行う。

(A) 突合対象項目

①個数

②重量（本業務で入力された重量単位がポンドの場合は、キログラムに変更後に突合を行う。）

(B) 突合方法

①P K G業務で登録された個数と一致すること。

②P K G業務で重量が登録されている場合は、その重量と一致すること。ただし、1キログラム以内の差異は突合とする。

(7) 全量到着済処理

以下の条件を満たした場合は、全量到着済とする。（ただし、マル仮貨物、仮・仮貨物及び機移し貨物として入力された場合を除く。）

①総個数と到着個数合計が等しいこと。

②全ての到着便が突合済であること。

③総個数と到着個数合計が等しくない場合は、到着便が30便であること。

(8) 本申告自動起動処理

予備申告（本申告自動起動）（Z申告、J申告、U申告またはS申告）の旨が登録されている場合で、以下の条件を満たした場合は、入力されたAWB番号に対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入承認申請）が自動起動される。

(A) 予備申告（本申告自動起動）（Z申告）の場合

①予備申告の時に登録された通関予定蔵置場にAWBが全量蔵置されていること。

②突合済であること。

③スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

(B) 貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（U申告またはS申告）の場合

(a) AWBの自動起動

貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合）（U申告）の登録がされ、かつ以下の条件を満たした場合は、入力されたAWB番号に対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入承認申請）が自動起動される。

①スプリット貨物でない。

②申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港で本業務が行われ、かつ到着空港揚貨物として登録されている。

(b) HAWBの自動起動

AWBに貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合）（U申告）の登録がされているHAWBが存在する旨が登録されている場合で、前述のHAWBの自動起動の条件を満たし、当該HAWBが仮陸揚貨物でない場合は、当該AWBに対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入承認申請）が自動起動される。

なお、入力されたAWBにU D A業務実施済みの旨が登録されている場合で、かつ上記HAWBの自動起動条件を満たす場合は、予備申告（本申告自動起動）（Z申告）を行う旨に変更する。

(ア) 貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）

①U D A業務、P K G業務、C P K業務またはO I N業務が行われている。

②A A W業務またはAWB情報登録業務により、以下のいずれかの登録がされている。

・ 運送種別が不明である。

・ 申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の到着便情報が登録されている。

(イ) 到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合）（U申告）の場合

①UDA業務、PKG業務、CPK業務またはOIN業務が行われている。

②AWB情報登録業務により、以下のいずれかの登録がされている。

- ・ 運送種別が不明である。
- ・ 他空港向一括保税運送貨物である。
- ・ 申告時の通関予定蔵置場の所属空港と異なる税関空港における到着空港揚貨物である。

(9) 輸入畜産物検査申請自動起動処理

輸入畜産物検査申請（到着後申請自動起動）の旨が登録されている場合で、以下の条件を満たした場合は、入力されたAWB番号に対する輸入畜産物検査申請（到着後申請）を自動起動する。

①突合済であること。

②スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

(10) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については、「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
分割貨物完了情報	全量到着済となった場合	各到着空港で最初のAWB情報登録業務を行った航空会社
搬入状況通知情報（輸入）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 突合済である (2) 税関届出を必要とする事故貨物が存在する	入力者
		PKG業務を行った空港保税蔵置場
		取卸港の管轄税関（監視担当部門）
		PKG業務を行った空港保税蔵置場を管轄する税関（保税担当部門）
訂正（保留）控情報A	空港保税蔵置場搬入貨物が入力された場合	入力者
		PKG業務を行った空港保税蔵置場
	ULD収容貨物が入力された場合	入力者
		他空港向一括保税運送先の保税蔵置場
訂正（保留）確認情報A	空港保税蔵置場搬入貨物が入力された場合	PKG業務を行った空港保税蔵置場の管轄税関（保税担当部門）
		取卸港の管轄税関（監視担当部門）
	ULD収容貨物が入力された場合	他空港向一括保税運送先の保税蔵置場の管轄税関（保税担当部門）
		取卸港の管轄税関（監視担当部門）

情報名	出力条件	出力先
不一致情報B	貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）、貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合）（U申告）の登録がされ、本申告許可後にAWB情報を取り消した場合	申告先税関 （通関担当部門） 到着即時輸入申告扱いの予備申告を行った通関業
STP貨物搬入確認情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）突合済である （２）STP貨物が存在する	PKG業務を行った保税蔵置場の管轄税関 （保税担当部門）
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）突合済である （２）STP貨物が存在する （３）PKG業務を行った保税蔵置場の管轄税関と貨物の移動差止登録を行った税関が異なる	貨物の移動差止登録を行った税関 （保税担当部門）
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）ULD収容貨物である （２）突合済である （３）STP貨物が存在する （４）発送場所の管轄税関と貨物の移動差止登録を行った税関が異なる	発送場所の管轄税関 （保税担当部門）
保税関係確認情報	税関届出用特殊貨物記号の入力されているAWBが存在している場合	取卸港の管轄税関 （保税担当部門）
STP貨物解除通知情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）突合済である （２）STP貨物が存在する （３）削除表示が設定された	貨物の移動差止の登録を行った税関 （保税担当部門）

7. 特記事項

本業務に入力される項目（品名、仕向地、積込港、総個数、総重量）については、別紙L02「共通項目（航空輸出貨物情報）の登録優先順位」に従って輸出貨物情報DBに登録または更新する。